

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年9月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第9号

専決処分書

平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年7月5日

亀岡市長 桂川孝裕

平成 3 0 年 度

亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成30年度亀岡市の地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

15,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ794,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年7月5日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 府支出金		千円 0	千円 7,500	千円 7,500
	4 府補助金	0	7,500	7,500
7 繰越金		1,000	166	1,166
	1 繰越金	1,000	166	1,166
9 市債		142,100	7,500	149,600
	1 市債	142,100	7,500	149,600
歳入合計		779,400	15,166	794,566

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 176,694	千円 15,166	千円 191,860
	1 施設管理費	176,454	15,166	191,620
歳出合計		779,400	15,166	794,566

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 137,800 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 145,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	142,100				149,600			